

# 市町村において精神保健に係る相談支援に携わる人材育成の考え方

- 精神保健に係る相談支援を担える専門職を十分に確保することが重要であり、相談支援技術を有する専門職の後進育成や技術の継承の観点から、できる限り複数配置とすることや相談支援業務のある部署への配属が望まれる。
- 専門職の配置や採用が困難な小規模市町村においては、相談支援業務の一部を事務職が担うこともあるため、**精神保健福祉相談員養成講習会の基礎的事項等の一部の内容について事務職を含めた職員に受講を推奨**することにより、相談業務のレベルの引き上げを目指す。
- 実際に**精神保健に係る相談支援を担う自治体専門職を増やす**ことで、市町村の精神保健福祉相談の充実及び専門職への過剰な業務集中を避けるため、**市町村は精神保健福祉相談員養成講習会の受講を精神保健担当の保健師のみではなく、他部署の専門職も含め広く推奨**していく。

## 【相談支援に携わる市町村の人材】

精神保健福祉に関する高い専門性を有する自治体専門職

精神保健に係る相談支援を担う自治体専門職

一般的なヘルスケアや福祉的支援を提供する自治体職員

## 【育成方策】

- 戦略的かつ計画的な人事異動による業務経験の積み上げ
- 全庁的に相談支援体制の整備に取り組む必要性や当該専門職の育成の必要性等について市町村階層別研修や特別研修等への追加
- 精神保健福祉相談員講習会
- 精神保健福祉センターや職能団体等が行う相談支援に関する研修
- 専門職のキャリアラダーを市町村の人材育成計画に位置づけ
- 心のサポーター養成研修
- ゲートキーパー養成研修
- 精神保健福祉相談員養成講習会の基礎的事項等の一部
- 精神保健や相談技術に関する基礎的事項を含めた自治体の基礎研修